

環 保 第 1 3 3 0 号
平成29年10月17日

株式会社ティーティーエス企画
代表取締役社長 野見山 俊之 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称) 大分野津太陽光発電事業環境影響評価実施計画書に対する
意見について

平成29年7月26日付けで提出のあった上記の環境影響評価実施計画書について、大分県環境影響評価条例第25条第2項により準用する第10条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域は、二次林からなる里山であり、専門家等の指導・助言を参考に、このような特性に配慮した調査、予測及び評価を行うこと。特に、生物多様性の確保や景観に対する影響について予測、評価を実施することを前提に必要な調査を行うこと。
- (2) 本事業は、森林伐採を伴う大規模な土地改変が行われる。地形・地質の解析は、水質、植生、景観などの他の予測評価における基礎情報となることから、詳細水系図の作成など必要な調査を行うこと。

2 個別的事項

(1) 水質

ア 地表掘削に伴う還元物質の露出による水質への影響を確認するため、河川の生活環境項目に、化学的酸素要求量(COD)の調査を含めることが望ましい。

イ 事業実施区域周辺の井戸、地下水及び湧水の分布を確認し、土地の改変に伴う濁りや水量への影響に十分配慮すること。

(2) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺地域には、「レッドデータブックおおいた 2011」等の文献に掲載された多くの希少動植物が生息しており、これらに対する事業の影響について適切に予測、評価を実施するため、専門家等の指導・助言を踏まえた必要な調査を行うこと。

イ 準備書においては、調査地点をわかりやすく記載するとともに、調査地点の選定根拠について記載すること。また、里山林を伐採することにより動植物の構成に大きな変化が生じることを前提に、生態系への事業による影響の予測評価ができるよう、調査手法を十分に検討すること。

ウ 鳥類（希少猛禽類以外）の調査方法について、ラインセンサス法に加えて、定点観察も併せて実施すること。

エ 両生類については、オオイタサンショウウオの生活サイクルを考慮し、冬季も調査を実施すること。

オ 法面緑化等の方法について、周辺の在来植生を十分に把握し、準備書においては、植物種の選定基準や植物材料の入手方法などの具体案を示すこと。

(3) 光害

太陽光パネルの反射光による生活環境への影響を考え、パネルは低反射仕様のものが望ましい。また、パネルの設置にあたっては十分な反射光のシミュレーションを行い、準備書においては、パネルの設置方向等をわかりやすく示すこと。

(4) 景観

臼杵市景観条例との整合性を図り、地域の景観と調和した土地利用がなされるよう配慮すること。その際には、地域住民へのヒアリング等を行い、歴史的、文化的な背景を把握し、身近な景観資源にも着目し、予測、評価を行うこと。

(5) 文化財

対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地が存在しているため、確認調査等について臼杵市教育委員会と事前に十分に協議すること。